

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 1 の 1 外

被 告 福 島 県 外7名

### 原告らの鈴木眞一氏証人申請に対する意見

令和元年 8月23日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 端裕



同

久納 京祐



原告らの2019年6月28日付証人申請書及び同年7月9日付証人申請に関する上申書における、鈴木眞一氏にかかる証人申請について、被告福島県の意見は以下のとおりである。

#### 1. 鈴木眞一氏の出廷の可否について

裁判所が尋問を予定している期日につき、被告福島県訴訟代理人らにおいて、鈴木眞一氏に出廷の可否を確認したところ、以下のとおりであった。

10月 1日 (火) 専門外来、手術（予約済み）があるため、出廷できない。

11月 13日 (火) 医療連携を行っている他の医療機関への出張があるため、出廷できない。

12月19日（木） 手術（予約済み）があるため、出廷できない。

1月23日（木） 手術（予約済み）及び医療連携を行っている他の医療機関への出張があるため、出廷できない。

3月 4日（水） 学会のためオーストラリアに出張しており、出廷できない。

以上のとおり、裁判所が尋問を予定している期日の全部について、鈴木眞一氏は出廷することができない。

## 2. 鈴木眞一氏にかかる証人申請は必要がないから却下されるべきである。

(1) 原告らの立証趣旨は、「現状において福島県で子どもたちが生活することの危険性（立証趣旨(1)）」及び福島県が実施している県民健康調査（以下「県民健康調査」という。）における甲状腺検査に関わる症例に関する事項等（立証趣旨(2)～(9)）というものである。

以上の立証事項は、被告国及び被告福島県に対する国賠請求の請求原因事実との関係は乏しいものであるから、国賠請求との関係で尋問を実施する必要はない。

(2) 原告らの鈴木眞一氏に対する尋問事項は、専ら県民健康調査の甲状腺検査に関わるものと解される。

原告らは、原告ら準備書面（33）、原告ら準備書面（43）及び原告ら準備書面（52）において繰り返し求釈明及びこれに関する主張を行い（求釈明事項としては原告ら準備書面（33）6頁および原告ら準備書面（43）12頁）、被告福島県は、被告福島県準備書面（10）、被告福島県準備書面（13）、被告福島県準備書面（15）及び被告福島県準備書面（17）に記載のとおり、釈明を求められる理由はなく、釈明を要しないので釈明に応じないことを明らかにした。

原告らは、そのため、研究責任者とされる鈴木眞一氏を証人として呼び出し、尋問においてこれを明らかにしようとするものであることは明らかであり、原告らから探索的な尋問が行われる可能性は高いといわざるを得ない。

各尋問事項は、求釈明に対する被告福島県の答弁と同様、鈴木眞一氏が尋問される内容自体を把握していないため証言できないもの及び組織としてなされた甲状腺検査に関する情報であるため鈴木眞一氏個人として証言できないものと考えられる。

よって、行政訴訟との関係においても、実効性を期待できない鈴木眞一氏に対する証人尋問を実施する必要はない。

### 3. 原告らが提出した各尋問事項の問題点

#### 尋問事項 3について

- ① 「甲状腺のエコー検査は何をモデルにしましたか」との質問であるが、甲状腺検査を受託している公立大学法人福島県立医科大学（以下「県立医大」という）としての見解を求めるのか、鈴木眞一氏個人の見解を求めるのかが明確でない。

上記質問が県立医大としての見解を求めるものであるとすれば、県立医大の見解として説明すべき内容を、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

上記質問が鈴木眞一氏個人の見解を求めるものであるとすれば、組織の一員として業務にあたった研究者としての職業の秘密に触れることが考えられ、どのような内容を証言できるか、証言を拒否すべきかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 尋問事項 4について

- ① 「甲状腺検査の先行検査の開始当時、検査に対してどんな見通しを持っていましたか。先行検査の終了時点では、検査に対する評価はどうでしたか。」との質問であるが、甲状腺検査を受託している県立医大としての見解を求めるのか、鈴木眞一氏個人の見解を求めるのかが明確でない。

上記質問が県立医大としての見解を求めるものであるとすれば、県立医大の見解として説明すべき内容を、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

上記質問が鈴木眞一氏個人の見解を求めるものであるとすれば、組織の一員として業務にあたった研究者としての職業の秘密に触れることが考えられ、どのような内容を証言できるか、証言を拒否すべきかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当

でない。

#### 尋問事項 5 について

- ① 「甲状腺検査でカウントされていない福島県の子どもたちの甲状腺がんの症例数について知っていること」との質問であるが、「甲状腺検査でカウントされていない」との意味が特定されてしまう、回答することが困難な質問である。
- ② 上記質問が、甲状腺検査を受託している県立医大としての見解を求めるのか、鈴木眞一氏個人の見解を求めるのかが明確でない。  
上記質問が県立医大としての見解を求めるものであるとすれば、県立医大の見解として説明すべき内容を、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。  
上記質問が鈴木眞一氏個人の見解を求めるものであるとすれば、組織の一員として業務にあたった研究者としての職業の秘密に触れることが考えられ、どのような内容を証言できるか、証言を拒否すべきかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。
- ③ 「症例数」についての質問は、法廷において即座に記憶に基づいて客観的に合致する証言をすることは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 尋問事項 6 について

- ① 「証人を研究責任者とする・・・研究プロジェクトで判明した事実及び甲状腺がんの症例数について」との質問であるが、「研究プロジェクトで判明した事実」との点はあまりにも抽象的な表現であり、回答することが困難な質問である。
- ② 上記質問は研究チームとしての見解を求めるのか、鈴木眞一氏個人の見解を求めるのかが明確でない。

上記質問が研究チームとしての見解を求めるものであるとすれば、そもそも研究プロジェクトの成果としての情報が誰に帰属するのかについて判断する必要があるし、研究チームの見解として説明すべき内容を、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相

当でない。

- ③ 上記質問については、質問の仕方によつては、個々の患者の甲状腺がんの診療を行つた症例について各患者の診療内容を答えることになる。

診療は医師と患者との間の契約に基づいて行うものであり、医師としては患者に対して守秘義務を負うものであることから、証言を拒むことができるものである(民事訴訟法197条1項2号)。

証人が証言しようとする場合であつても、どの程度の説明までであれば患者との関係で問題が生じないかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

- ④ 「症例数」についての質問は、法廷において即座に記憶に基づいて客観的に合致する証言をすることは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 尋問事項7について

- ① 「甲状腺検査で実施された甲状腺がん手術は、手術の妥当性に関するガイドラインを満たしていましたか」との質問であるが、「手術の妥当性に関するガイドライン」とはいつの時点でのどのようなガイドラインを前提とするのか明示されていない。「ガイドライン」を特定しなければ、回答することが困難な質問である。

- ② 上記質問が特定の症例について尋ねるものであるのか、全ての症例を総括して尋ねるものであるのか明確でないが、手術の妥当性に関するガイドラインを実際に満たしていたか否かは個々の手術症例について判断しなければならないものであるから、結局、個々の患者の甲状腺がんの診療を行つた症例について答えることになる。

診療は医師と患者との間の契約に基づいて行うものであり、医師としては患者に対して守秘義務を負うものであることから、証言を拒むことができるものである(民事訴訟法197条1項2号)。

証人が証言しようとする場合であつても、どの程度の説明までであれば患者との関係で問題が生じないかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

- ③ 手術についての質問は、診療記録等を確認することなく、法廷において記憶に基

づいて証言するとすれば、症例について客観的に正確な内容を証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 尋問事項8について

- ① 「『治療の必要のない無害ながん』の手術を行ったという批判に対してどう考えていますか」との質問であるが、「治療の必要のない無害ながん」との定義は診療する者の判断により変動し、「批判」との点も、批判する者の主張により変動するもので、一義的に定まるものではないから、回答することが困難な質問である。
- ② 上記質問は、甲状腺検査を受託している県立医大としての見解を求めるのか、鈴木眞一氏個人の見解を求めるのかが明確でない。

上記質問が県立医大としての見解を求めるものであるとすれば、県立医大の見解として説明すべき内容を、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

上記質問が鈴木眞一氏個人の見解を求めるものであるとすれば、鈴木眞一氏個人の見解というよりも、感想、印象を尋ねるものとなり、質問 자체相当でない。

#### 尋問事項9について

- ① 「甲状腺検査で実施された甲状腺がん手術のあと、再発したケースについて」との質問は、個々の患者の甲状腺がんの診療を行った症例について個別の回答を求めるものになる。

診療は医師と患者との間の契約に基づいて行うものであり、医師としては患者に対して守秘義務を負うものであることから、証言を拒むことができるものである(民事訴訟法197条1項2号)。

証人が証言しようとする場合であっても、どの程度の説明までであれば患者との関係で問題が生じないかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 尋問事項10について

- ① 「甲状腺検査で実施された甲状腺がん手術のあと、肺転移したケースについて」との質問は、個々の患者の甲状腺がんの診療を行った症例について個別の回答を求めるものになる。

診療は医師と患者との間の契約に基づいて行うものであり、医師としては患者に対して守秘義務を負うものであることから、証言を拒むことができるものである(民事訴訟法197条1項2号)。

証人が証言しようとする場合であっても、どの程度の説明までであれば患者との関係で問題が生じないかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 尋問事項1.1について

- ① 「甲状腺検査の医療情報はどのように扱われているのですか。」との質問であるが、「甲状腺検査の医療情報」との点は、無限定で抽象的であり、回答することが困難な質問である。
- ② 同時に、「どのように扱われているのですか」との点は、扱いの主体が特定されてしまう、回答することが困難な質問である。
- ③ 上記質問は、甲状腺検査を受託している県立医大としての見解を求めるのか、鈴木眞一氏個人の見解を求めるのかが明確でない。

上記質問が県立医大としての見解を求めるものであるとすれば、県立医大の見解として説明すべき内容を、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

上記質問が鈴木眞一氏個人の見解を求めるものであるとすれば、組織の一員として業務にあたった研究者としての職業の秘密に触れることが考えられ、どのような内容を証言できるか、証言を拒否すべきかを、証人が単独で、即座に判断しながら証言することは容易でなく、証人に困難を強いる結果となり、尋問事項として相当でない。

#### 4. 結論

以上を総合すれば、原告らの鈴木眞一氏にかかる証人申請は却下されるべきである。